ダイオキシン類対策特別措置法の仕組み

ダイオキシン類対策特別措置法

目的：ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等

【目的を達成するための手法】

1　環境基準等の設定
2　工場・事業場の規制
3　汚染土壌に係る措置
4　環境中の汚染状況の常時監視・調査測定
5　報告及び検査

（施策の基本とすべき基準）

1　耐容一日摂取量（TDI）：4pg-TEQ/kg/日
2　環境基準
　大気：0.6pg-TEQ/m^{3}以下
　水質：1 pg-TEQ/L 以下
　底質：150 pg-TEQ/g 以下
　土壌：1,000 pg-TEQ/g 以下（調査指標値：250 pg-TEQ/g）

常時監視体制	大気、水質（底質）、土壌

1　土壌環境基準を満たさない地域で、汚染の除去等をする必要がある地域の指定（土壌汚染対策地域）
2　指定地域ごとに汚染除去措置等を記載した対策計画の策定（土壌汚染対策計画）

	規制対象	規制内容
大気関係	鉄鋼業焼結施設、製鋼用電気炉、亜鉛回収施設、アルミニウム合金製造施設、廃棄物焼却炉	1　特定施設の届出 2　排出ガスの規制 (1)排出濃度の規制（大気排出基準） (2)総量規制基準 (3)排出濃度の自主測定・報告
水質関係	硫酸塩パルプ等の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設、塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設、廃棄物焼却炉に係る施設、下水道終末処理施設、他の事業場の水の処理施設等	1　特定施設の届出等 2　排出水の規制 (1)排出濃度の規制（水質排出基準） (2) 排出濃度の自主測定・報告
廃棄物焼却炉等	廃棄物焼却炉からのばいじん、焼却灰その他の燃え殻	1　処理基準（3ng-TEQ/g） 2　濃度の自主測定・報告
	最終処分場	1　維持管理基準の設定（放流水の規制等） 2　飛散・流出の防止対策措置

国	全国一律の排出基準

県	上乗せ排出基準 一律排出基準では人の健康の保護が十分でないと認められる地域：さらに厳しい基準を定めることができる。

大気排出基準のみによっては大気環境基準の確保が困難であると認められる地域を政令で定める。

1　総量規制基準の設定
2　総量削減計画の作成

瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法の適用事業場において、水質基準対象施設を設置する場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく設置許可が必要である。